

貸金業者に対する行政処分について

1. 株式会社武富士（以下「当社」という。）については、当局による立入検査及び報告徴収の結果、以下の事実が認められた。

(1) 旧貸金業の規制等に関する法律第 19 条（帳簿の備付け）及び第 18 条第 1 項（受取証書の交付）関係

貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり、担当者が、社内規定に違反して集金を行った事実や債務者の親族に債務内容等を開示し弁済を受けた事実等の発覚をおそれ、これらの事実に係る交渉の経過について、旧貸金業の規制等に関する法律第 19 条に規定する帳簿に記載していない事例及び事実と異なる記載を行った事例が複数店舗において認められた。

また、これらの事例の中には、旧貸金業の規制等に関する法律第 18 条第 1 項に規定する受取証書を交付していない事例や、債務者以外の者から弁済を受けたにもかかわらず、当該弁済者に対し受取証書に債務者本人の名前を記入するよう促し、故意に債務者本人から弁済を受けたかのような受取証書を交付した事例が認められた。

(2) 旧貸金業の規制等に関する法律第 21 条第 1 項（取立て行為の規制）関係

担当者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり、集合住宅である債務者の自宅を訪問した際、在室中の債務者の親族が「ドアを蹴られた」と認識するほどドアを強くノックしたうえ、玄関前において「貸した金返せよ」等の文言が入った携帯電話の音楽を流すといった行動により、債務者の親族を困惑させた事実が認められた。

2. 本件については、当社の内部監査や苦情により判明し、不備の是正が行われているほか、当社においてそれらの再発防止に向けた取り組みも実施されている。しかしながら、社員に対する法令等遵守意識の徹底・浸透等に関し、なお一層の改善が必要であると認められることから、本日、当社に対し、貸金業法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

資金需要者等の利益の保護を図るため、以下に掲げる事項について業務の運営の改善に必要な措置を講じること。

- ① 法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化
- ② 社員に対する法令等遵守意識の醸成・徹底
- ③ 営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化

上記①から③までに関する業務改善計画（具体策及び実施時期を明記したもの）を平成 20 年 6 月 16 日までに提出し、以後、計画の実施完了までの間、履行状況を 3 か月ごとに報告すること。

(参 考)

株式会社武富士の概要

- | | | | |
|----------------|-------------------|---------|------|
| 1. 商 | 号 | 株式会社武富士 | |
| 2. 代 | 表 | 者 | 近藤 光 |
| 3. 主たる営業所等の所在地 | 東京都新宿区西新宿8丁目15番1号 | | |
| 4. 登 録 番 号 | 関東財務局長（9）第00020号 | | |
| 5. 登録（更新）年月日 | 平成19年12月20日 | | |

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部 金融監督第5課

電話048-600-1152

(ダイヤルイン)